

## ジャパンエクセレント投資法人 サステナビリティファイナンス・フレームワークの変更に関するJCRの見解

株式会社日本格付研究所（JCR）は2020年8月20日にジャパンエクセレント投資法人のサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）に対して、グリーンボンド原則（2018年版）、ソーシャルボンド原則（2020年版）、サステナビリティボンド・ガイドライン（2018年版）、グリーンローン原則（2018年版）、グリーンボンドガイドライン（2020年版）及びグリーンローンガイドライン（2020年版）に適合している旨を確認し、この結果SU 1(F)を付与した\*。

ジャパンエクセレント投資法人は、2025年1月に本フレームワークのグリーンビルディングに係る適格クライテリアから「地方自治体により評価されるCASBEE」に関する項目を削除した。今般の本フレームワークの変更は、適格クライテリアの一部を削除するものであり、当該削除により本フレームワークの他の箇所への影響はない。よって、JCRは、本フレームワークについて引き続きSU 1(F)を維持できると評価している。

※本フレームワークに係る評価レポートは、20-D-0472（2020年8月20日）参照。

（菊池 理恵子・任田 卓人）

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCRサステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCRサステナビリティファイナンス評価はJCRの現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRサステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCRサステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCRが保有しています。JCRサステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金がJCRの定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

### ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル